【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月29日提出

【計算期間】 第34特定期間(自 2025年2月11日至 2025年8月10日)

【ファンド名】 NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信

【発行者名】野村アセットマネジメント株式会社【代表者の役職氏名】CEO兼代表取締役社長 小池 広靖【本店の所在の場所】東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【連絡場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【電話番号】 03-6387-5000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、東証REIT指数(配当込み)(以下「対象指数」といいます。)に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の口数の比率を対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。

東証REIT指数(配当込み)とは

東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重型の株価指数です。

次の場合には、運用の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア.対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- イ.対象指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
- ウ.この信託の追加信託または交換が行なわれた場合
- エ.その他連動性を維持するために必要な場合

信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、1兆円相当の有価証券等です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限 度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

不動産投資信託証券の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取り扱いの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として不動産投資信託証券と同様です。詳しくは取り扱いの販売会社へお問い合わせください。

ファンドの設定は不動産投資信託証券によって行ないます。

ファンドの設定は原則として不動産投資信託証券()によって行ないます。

委託者は追加設定を申し込む投資家に対して、あらかじめ追加設定に必要な不動産投資信託証券のポートフォリオを指定します(これを「指定有価証券ポートフォリオ」といいます。)。

投資家は指定有価証券ポートフォリオをもって受益権を取得します。なお、指定有価証券ポートフォリオの時価評価額が、取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭にて設定するものとします。

- ()ファンドの設定は、以下に示す要件をすべて満たす、委託者の指定する有価証券等(これを「信託適格有価証券等」といいます。)によって行なわれます。
 - 1.原則として対象指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券(わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。以下同じ。)であること
 - 2.原則として有価証券の不動産投資信託証券の比率が、運用の基本方針に沿ったものであること
- 3.投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること受益権と不動産投資信託証券を交換することができます。
- 一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の現物不動産投資信託証券ポートフォリオ(信託財産で保有する個別銘柄の構成比を基に委託者が銘柄・数量を指定します。以下当該ポートフォリオを「交換ポートフォリオ」といいます。)と交換することができます。 基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型·追加型	位型·追加型 投資対象地域 投資対象 (収益の源泉)		独立区分	補足分類
単位型	国内	株式債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型
		資産複合		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス	ı
ステハスス圧	<i> 八十</i> 7天/天	リステストリネハイローが	リステスハノルズ		1

野州アセットマネシメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				有価証券報告書(内国技
株式	年1回	グローバル		
│ 一般 │ 大型株 │ 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリーファンド	日経225
一般 公債 社債	年6回 (隔月)	区欠州		
その他債券	年12回	アジア		TOPIX
クレジット属性 ()	(毎月) 日々	オセアニア		
不動産投信	• •	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	その他
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ		(東証REIT指数 (配当込み))
資産複合		中近東 (中東)		
() 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 https://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資 信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲 げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な 収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「独立した区分]

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定め

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

るMMFをいう。

- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運 用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合 には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

旨の記載があるものをいう。

- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

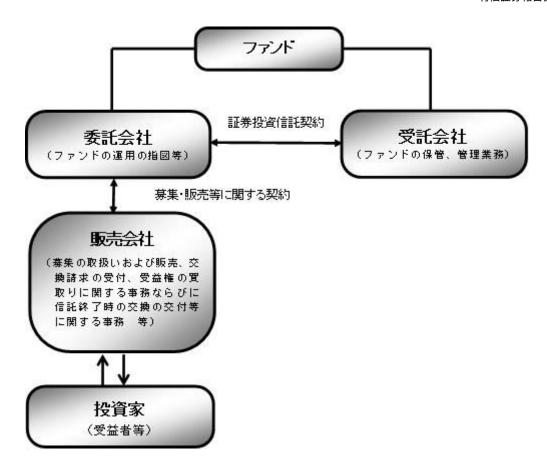
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2008年9月17日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2008年9月18日 受益権を東京証券取引所に上場

(3)【ファンドの仕組み】



ファンド	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信			
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社			
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社			

委託会社の概況(2025年9月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、対象指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の口数の比率を対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象指数に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、運用の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア.対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- イ.対象指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
- ウ.この信託の追加信託または交換が行なわれた場合
- エ.その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する不動産投資信託証券は、金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。) 銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の不動産投資信託証券または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券の投資法人の発行するものとします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

運用の基本方針にかかわらず、不動産投資信託証券に投資するまでの間、または対象指数に連動する投資 成果を目指すため、補完的に下記「(2)投資対象 金融商品および先物取引の指図範囲」第5号に掲げる不 動産投信指数先物取引の買建を行なうことができます。なお、当該取引は投資の対象とする資産を保有した 場合と同様の損益を実現する目的で行ないます。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権等について

配当込み東証REIT指数(以下「東証REIT指数(配当込み)」という。)の指数値及び東証REIT指数(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。

JPXは、東証REIT指数(配当込み)の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数 (配当込み)の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数 (配当込み)に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

JPXは、東証REIT指数(配当込み)の指数値及び東証REIT指数(配当込み)に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数(配当込み)の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

JPXは、東証REIT指数(配当込み)の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、東証REIT指数(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。

JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を 負わない。

JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証REIT指数(配当込み)の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

(2)【投資対象】

不動産投資信託証券は、対象指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみを投資対象とします。

投資することを指図する不動産投資信託証券は、金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。) 銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の不動産投資信託証券または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券の投資法人の発行するものとします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「金融商品および先物取引の指図範囲」第5号に定めるものに限ります。)に係る権利
- ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託財産を、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券に対する投資として運用することを指図します。

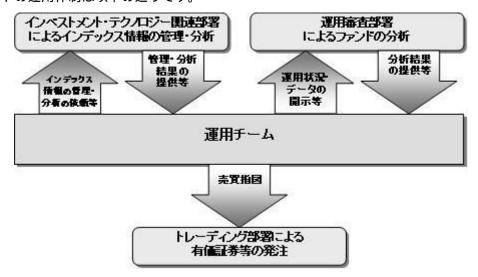
- イ.上場または店頭登録(以下「上場等」といいます。)をしているもの(上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。)で、常時売却可能なものであること
- 口. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること
- 八.決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること 金融商品および先物取引の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託財産に属する金銭を、運用の基本方針にしたがって上記 に規定する不動産投資信託 証券に投資するまでの間、または対象指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に 一致することをいいます。以下同じ。)を目指すため、次の各号により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)に表示されるべきものを除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.対象指数または対象指数と実質的に同等の指数を対象とした不動産投信指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。)

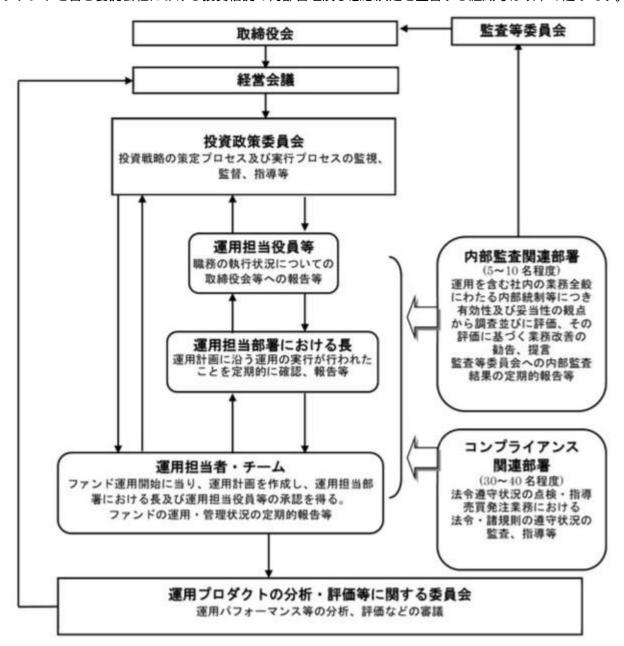
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

信託財産から生ずる配当等収益(受取配当金、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。)から経費(信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

費税等」といいます。)ならびにその他の費用の合計額をいいます。)を控除後、全額分配することを原則 とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないませ

信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除 し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に 分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配 準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積 立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損 金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

- 1 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換(解約)差益金
- 2 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換(解約)差損金
- *将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

不動産投資信託証券への投資割合(約款第23条第1項第4号)

不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合(約款第23条第1項第5号)

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内としま す。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券が ある場合には、当該不動産投資信託証券を東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資す ることができるものとします。

不動産投資信託証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する不動産投資信託証券を次の範 囲内で貸付の指図をすることができます。

不動産投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付不動産投資信託証券の時価合計額が、 信託財産で保有する不動産投資信託証券の時価合計額を超えないこととします。

- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当 する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、不動産投資信託証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行な うものとします。

外貨建資産への投資は行ないません。

不動産投資信託証券に投資するまでの間、または対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に第 21条第2項第5号に掲げる不動産投信指数先物取引の買建を行なうことができます。なお、当該取引は投資 の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で行ないます。(約款第23条第1項第6号)

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えるこ ととなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(約 款第23条第1項第8号)

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー

ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(約款第23条第1項第9号)

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用に</u>よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

「REITの価格変動リスク 1

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドはREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同 一の比率とすることができないこと。

同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの 調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性がある こと、また、売買手数料などの取引費用を負担すること。

組入銘柄の分配金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること。

先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること。

信託報酬等のコスト負担があること。

対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用 はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行にな る可能性があります。

ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場 価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

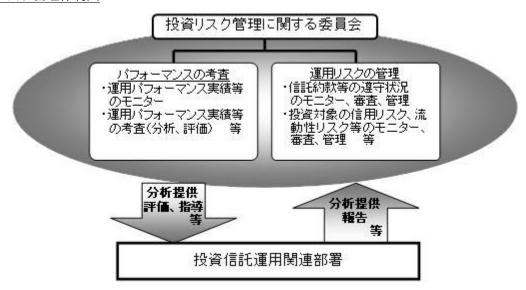
運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを 実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流 動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



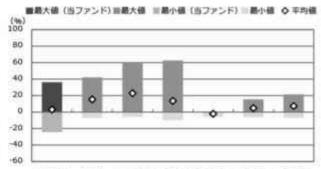
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較 (2020年9月末~2025年8月末:月次)

ファンドの年間順落事および分配金再投資基準価額の推移 ■ 当ファンドの年間機関車(右軸) ── 分配当再投資基準価額(左軸) (%) 25,000 20,000 80 15,000 60 10,000 40 5,000 20 0 0 - 20 -40- 60

2020年9月 2021年8月 2022年8月 2023年8月 2024年8月 2025年8月

ファンドと代表的な資産クラスとの脱落事の比較



	当かど	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
S	25.2	475.4	66.6	62.2	0.6	46.5	24.0

日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進間債 新興国債

	量////	日本株	先進出株	勒與限性	日本即備	光盘运算	新規制鋼
最大值(96)	36.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小值 (%)	△ 24.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	3.0	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数 化しております。
- *年間順落事は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の機 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- +決算日に対応した数値とは異なります。

857756

- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の機落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

- <代表的な資産クラスの指数> ○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- ○先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース) ○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI回債
- ○先進国債:FTSE世界国債インデックス(輝く日本、ヘッジなし・円ペース) ○新筒国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証殊価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証保価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X 」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の分表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は務果に関するすべての権利は J P X が存します。 J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の訓練、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本語品は、 J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本語品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

- てもJPXは責任を負いません。
 OMSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を負しています。
 ONOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社は、関村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社は、MOMURA-BPI国債の正確性、完全性、保養性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動。サービスに関レー切責任を負いません。
 OFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース) は、FTSE Fixed Income LICにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の財産制度であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LICが有しています。
- LLCの知的財産であり、担意に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

 OJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ペース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ペース)」(ここでは「担赦」とよびます)についてここに 提供された情報は、担義のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の商品でも対していません。また、投資機能や検金における会計アドバイ なれるコンプアメーション、頭いは耐酸に関連する何らかの側部の別種植や傾向を決めるものでもありません。また、投資順略や検索における芸計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、IPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、IPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は適切なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、IPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。
 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する延寿、金融商品または取引(ここでは「プログクト」と呼びます)についての機能、保護または販売保護を行いません。また要素は企業を発売しません。また。また。

ロックト)と呼びます。たらいての通知、保護または原光を重要されていません。維持成とは実施的的主義、成とは特にプロタクトへの投資の住業に、たけた。 また金融市場における投資機会を指数に連動させる成いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または発証、成とは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付益する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC. またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総会研究所, FTSE Fixed Income LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得時手数料は、ファンドの取得に関する事務手続き等の対価として、取得時に頂戴するものです。

(2)【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手 数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

1.信託財産の純資産総額に年0.1705%(税抜年0.155%)以内(2025年10月29日現在年0.1705%(税抜年0.155%))の率を乗じて得た額。

<委託会社> < 受託会社>

年0.125%

年0.03%

- *上記配分は、2025年10月29日現在の信託報酬率における配分です。
- 2.不動産投資信託証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託 終了のときファンドから支払われます。

*ファンドが投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作 成、基準価額の算出等	図の実行等

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁 することができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

対象指数に係る商標使用料(2025年10月29日現在)

ファンドの純資産総額に対し、最大年0.033%(税抜年0.03%)を乗じて得た額とします。

(ただし、税抜150万円を下回る場合は165万円(税抜150万円)とします。)

ファンドの上場に係る費用(2025年10月29日現在)

- ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に 相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎 計算期末または信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。なお、配当控除は適用されません。

受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

*少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。 NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じ る配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損 益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するな ど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益権の売却時

受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。 収益分配金の受取り時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の 源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

収益分配金の益金不算入の対象とはなりません。

受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱 いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

上記は2025年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される 場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年8月29日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	549,917,765,600	97.83
現金・預金・その他資産(負債控除後)		12,162,218,584	2.16
合計(純資産総額)		562,079,984,184	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
REIT指数先物取引	買建	日本	12,046,261,500	2.14

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	-----------	----	-----	----	-------------------	-----------------	-------------------	-----------------	-----------------

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国<u>投資信託</u>受益証券)

							有価証券	報告書(内国投資	資信託
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資 証券	292,356	140,059	40,947,365,411	142,200	41,573,023,200	7.39
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法 人 投資証券	253,108	126,934	32,128,099,779	127,900	32,372,513,200	5.75
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資 証券	255,901	112,504	28,789,980,210	111,900	28,635,321,900	5.09
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資 法人 投資証券	157,040	162,804	25,566,781,990	161,000	25,283,440,000	4.49
5	日本	投資証券	K D X 不動產投資法人 投資証券	143,704	165,636	23,802,611,249	169,200	24,314,716,800	4.32
6	日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	162,156	136,798	22,182,718,901	137,400	22,280,234,400	3.96
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	253,692	83,315	21,136,505,422	85,500	21,690,666,000	3.85
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資 証券	155,150	128,995	20,013,724,120	126,900	19,688,535,000	3.50
9	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法 人 投資証券	108,959	171,184	18,652,130,083	177,200	19,307,534,800	3.43
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資 証券	196,386	100,486	19,734,171,107	98,000	19,245,828,000	3.42
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資 証券	272,040	68,789	18,713,571,785	66,800	18,172,272,000	3.23
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法 人 投資証券	101,477	160,444	16,281,473,730	163,000	16,540,751,000	2.94
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法 人 投資証券	181,338	83,223	15,091,550,384	86,500	15,685,737,000	2.79
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法 人 投資証券	133,276	101,440	13,519,573,270	103,400	13,780,738,400	2.45
15	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク 投資法人 投資証券	108,821	104,841	11,408,998,117	109,600	11,926,781,600	2.12
16	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	147,207	79,326	11,677,401,521	80,800	11,894,325,600	2.11
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	90,232	126,638	11,426,867,805	129,600	11,694,067,200	2.08
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投 資法人 投資証券	85,083	121,606	10,346,674,670	123,400	10,499,242,200	1.86
19	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投 資法人 投資証券	76,089	131,162	9,979,988,020	135,400	10,302,450,600	1.83
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資 法人 投資証券	97,701	95,205	9,301,677,904	98,000	9,574,698,000	1.70
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投 資証券	64,417	147,457	9,498,782,705	142,600	9,185,864,200	1.63
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	57,041	138,813	7,918,060,283	142,300	8,116,934,300	1.44
23	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	59,843	129,035	7,721,874,515	131,500	7,869,354,500	1.40
24	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資 証券	72,786	105,421	7,673,242,572	107,600	7,831,773,600	1.39
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投 資法人 投資証券	24,986	303,604	7,585,863,367	312,000	7,795,632,000	1.38
26	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投 資証券	86,613	87,503	7,578,901,757	87,500	7,578,637,500	1.34
27	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資 証券	20,133	356,603	7,179,504,805	365,500	7,358,611,500	1.30
28	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投 資証券	43,547	166,599	7,254,921,581	165,900	7,224,447,300	1.28
29	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資 証券	94,991	75,098	7,133,645,459	74,800	7,105,326,800	1.26
30	日本	投資証券	NTT都市開発リート投資法人	49,624	132,749	6,587,553,530	136,000	6,748,864,000	1.20

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.83
合 計	97.83

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建 / 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
REIT指数先物 取引	大阪取引所	REIT指数先物(2025年09月限)	買建	6,279	日本円	11,823,357,000	12,046,261,500	2.14

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

の通りです。			1			ı
		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	取引価格(円)
第15特定期間	(2016年 2月10日)	158,712	160,007	1,838.4700	1,853.4700	1,852
第16特定期間	(2016年 8月10日)	198,556	199,892	1,946.2200	1,959.3200	1,947
第17特定期間	(2017年 2月10日)	225,246	227,175	1,915.1400	1,931.5400	1,914
第18特定期間	(2017年 8月10日)	244,259	246,214	1,787.2800	1,801.5800	1,784
第19特定期間	(2018年 2月10日)	283,481	286,259	1,765.3200	1,782.6200	1,769
第20特定期間	(2018年 8月10日)	295,388	297,886	1,856.9000	1,872.6000	1,861
第21特定期間	(2019年 2月10日)	317,078	320,135	1,949.9100	1,968.7100	1,953
第22特定期間	(2019年 8月10日)	338,660	341,187	2,157.9800	2,174.0800	2,162
第23特定期間	(2020年 2月10日)	387,444	390,604	2,354.4700	2,373.6700	2,358
第24特定期間	(2020年 8月10日)	328,286	331,438	1,780.8900	1,797.9900	1,790
第25特定期間	(2021年 2月10日)	392,421	395,637	2,025.7700	2,042.3700	2,028
第26特定期間	(2021年 8月10日)	428,554	431,578	2,281.5500	2,297.6500	2,284
第27特定期間	(2022年 2月10日)	436,797	440,239	2,068.6300	2,084.9300	2,054
第28特定期間	(2022年 8月10日)	475,520	479,322	2,151.0900	2,168.2900	2,158
第29特定期間	(2023年 2月10日)	446,224	450,318	1,951.2600	1,969.1600	1,950
第30特定期間	(2023年 8月10日)	485,226	489,624	2,019.1300	2,037.4300	2,018.5
第31特定期間	(2024年 2月10日)	469,742	474,781	1,883.1400	1,903.3400	1,897
第32特定期間	(2024年 8月10日)	462,452	467,284	1,809.0700	1,827.9700	1,811
第33特定期間	(2025年 2月10日)	450,808	456,197	1,781.6700	1,802.9700	1,782
第34特定期間	(2025年 8月10日)	560,077	565,550	2,036.2700	2,056.1700	2,026
	2024年 8月末日	477,230		1,898.0100		1,897
	9月末日	449,887		1,866.6600		1,865
	10月末日	446,934		1,824.4800		1,825.5
	11月末日	435,073		1,786.2200		1,790
	12月末日	437,776		1,786.5200		1,789.5
	2025年 1月末日	468,599		1,849.2200		1,850
	2月末日	468,698		1,837.6600		1,824

3月末日	463,552	1,831.3600	1,831
4月末日	461,608	1,859.2700	1,858
5月末日	474,572	1,867.9800	1,865.5
6月末日	489,819	1,920.7700	1,923.5
7月末日	543,825	2,015.7400	2,015
8月末日	562,079	2,074.2100	2,073.5

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第15特定期間	2015年 8月11日~2016年 2月10日	27.8000円
第16特定期間	2016年 2月11日~2016年 8月10日	26.6000円
第17特定期間	2016年 8月11日~2017年 2月10日	29.4000円
第18特定期間	2017年 2月11日~2017年 8月10日	29.3000円
第19特定期間	2017年 8月11日~2018年 2月10日	33.1000円
第20特定期間	2018年 2月11日~2018年 8月10日	31.6000円
第21特定期間	2018年 8月11日~2019年 2月10日	35.2000円
第22特定期間	2019年 2月11日~2019年 8月10日	33.5000円
第23特定期間	2019年 8月11日~2020年 2月10日	35.7000円
第24特定期間	2020年 2月11日~2020年 8月10日	35.2000円
第25特定期間	2020年 8月11日~2021年 2月10日	35.4000円
第26特定期間	2021年 2月11日~2021年 8月10日	35.1000円
第27特定期間	2021年 8月11日~2022年 2月10日	35.1000円
第28特定期間	2022年 2月11日~2022年 8月10日	36.7000円
第29特定期間	2022年 8月11日~2023年 2月10日	36.7000円
第30特定期間	2023年 2月11日~2023年 8月10日	37.9000円
第31特定期間	2023年 8月11日~2024年 2月10日	39.4000円
第32特定期間	2024年 2月11日~2024年 8月10日	40.8000円
第33特定期間	2024年 8月11日~2025年 2月10日	43.2000円
第34特定期間	2025年 2月11日~2025年 8月10日	43.2000円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第15特定期間	2015年 8月11日~2016年 2月10日	0.3%
第16特定期間	2016年 2月11日~2016年 8月10日	7.3%
第17特定期間	2016年 8月11日~2017年 2月10日	0.1%
第18特定期間	2017年 2月11日~2017年 8月10日	5.1%
第19特定期間	2017年 8月11日~2018年 2月10日	0.6%
第20特定期間	2018年 2月11日~2018年 8月10日	7.0%
第21特定期間	2018年 8月11日~2019年 2月10日	6.9%
第22特定期間	2019年 2月11日~2019年 8月10日	12.4%
第23特定期間	2019年 8月11日~2020年 2月10日	10.8%

第24特定期間	2020年 2月11日~2020年 8月10日	22.9%
第25特定期間	2020年 8月11日~2021年 2月10日	15.7%
第26特定期間	2021年 2月11日~2021年 8月10日	14.4%
第27特定期間	2021年 8月11日~2022年 2月10日	7.8%
第28特定期間	2022年 2月11日~2022年 8月10日	5.8%
第29特定期間	2022年 8月11日~2023年 2月10日	7.6%
第30特定期間	2023年 2月11日~2023年 8月10日	5.4%
第31特定期間	2023年 8月11日~2024年 2月10日	4.8%
第32特定期間	2024年 2月11日~2024年 8月10日	1.8%
第33特定期間	2024年 8月11日~2025年 2月10日	0.9%
第34特定期間	2025年 2月11日~2025年 8月10日	16.7%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第15特定期間	2015年 8月11日~2016年 2月10日	16,978,000	2,760,304	86,328,486
第16特定期間	2016年 2月11日~2016年 8月10日	21,573,800	5,880,718	102,021,568
第17特定期間	2016年 8月11日~2017年 2月10日	22,585,200	6,993,260	117,613,508
第18特定期間	2017年 2月11日~2017年 8月10日	21,585,300	2,533,065	136,665,743
第19特定期間	2017年 8月11日~2018年 2月10日	29,367,300	5,449,650	160,583,393
第20特定期間	2018年 2月11日~2018年 8月10日	10,591,400	12,098,880	159,075,913
第21特定期間	2018年 8月11日~2019年 2月10日	18,378,200	14,842,535	162,611,578
第22特定期間	2019年 2月11日~2019年 8月10日	21,183,400	26,860,959	156,934,019
第23特定期間	2019年 8月11日~2020年 2月10日	28,570,200	20,946,909	164,557,310
第24特定期間	2020年 2月11日~2020年 8月10日	42,534,600	22,753,565	184,338,345
第25特定期間	2020年 8月11日~2021年 2月10日	30,560,800	21,183,777	193,715,368
第26特定期間	2021年 2月11日~2021年 8月10日	25,377,500	31,258,193	187,834,675
第27特定期間	2021年 8月11日~2022年 2月10日	40,551,600	17,232,893	211,153,382
第28特定期間	2022年 2月11日~2022年 8月10日	29,703,100	19,796,432	221,060,050
第29特定期間	2022年 8月11日~2023年 2月10日	25,256,100	17,630,913	228,685,237
第30特定期間	2023年 2月11日~2023年 8月10日	20,944,100	9,314,553	240,314,784
第31特定期間	2023年 8月11日~2024年 2月10日	21,450,600	12,318,757	249,446,627
第32特定期間	2024年 2月11日~2024年 8月10日	43,508,400	37,324,400	255,630,627
第33特定期間	2024年 8月11日~2025年 2月10日	23,356,000	25,960,774	253,025,853
第34特定期間	2025年 2月11日~2025年 8月10日	41,027,900	19,002,620	275,051,133

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

解約口数は交換口数を表示しております。

参考情報



運用実績 (2025年8月29日現在)

基準価額・純資産の推移(日次)

基準価額(分配後、100口あたり)(左軸) ==== 純資産総額(右軸) (百万円) 1,000,000 (円) 250,000 200,000 800,000 150,000 600,000 100,000 400,000 50,000 200,000 2019年8月 2015年8月 2017年8月 2021年8月 2023年8月

■ 分配の推移

(100口あたり、課税前)

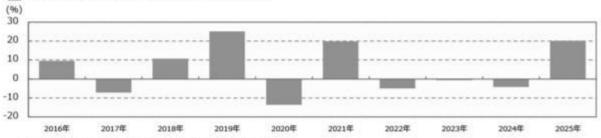
2025年8月	1,990 P
2025年5月	2,330 F
2025年2月	2,130 P
2024年11月	2,190 P
2024年8月	1,890 P
設定来累計	102,110 P

主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	\$84所	投資比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	7.4
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5.8
3	日本都市ファンド投資法人 投資証券	5.1
4	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	4.5
5	KDX不動産投資法人 投資証券	4.3
6	G L P投資法人 投資証券	4.0
7	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	3.9
8	大和ハウスリート投資法人 投資証券	3.5
9	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	3.4
10	オリックス不動産投資法人 投資証券	3.4

■ 年間収益率の推移 (層年ペース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

● ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。● ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、取得申込受付日の午後3時30分までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売 会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(3)申込不可日(信託約款)

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

- 1.対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 2.対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内
- 3. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が 休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4 営業日以内)
- 4.対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託者が、第23条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用を行なうために必要と判断する期間
- 5.前各号のほか、委託者が、第23条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4)販売単位

1ユニット以上1ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、対象指数に連動すると委託者が想定する1単位の不動産投資信託証券のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数は、10口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

(5)販売価額

取得申込受付日の基準価額とします。

(6)申込方法

- ・委託者は、取得申込受付日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物不動産投資信託証券のポートフォリオ(以下「指定有価証券ポートフォリオ」といいます。)を販売会社に提示します。
- ・取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定有価証券ポートフォリオを取得申込受付日から起 算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします。
- ・指定有価証券ポートフォリオの時価評価額が申込ユニットの評価額に満たない場合は、取得申込者 は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うもの

とします。

販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

(8)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る指定有価証券ポートフォリオ等の委託者への受渡し等の債務の負担を、金融商品取引清算機関^{*}(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)に申込み、これを清算関が負担する場合には、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。
*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

2【換金(解約)手続等】

(1)解約の請求

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中において一部解約の実行を請求することができません。

(2)受益権の交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券との交換(「交換」といいます。)を請求することができます。

(3)交換締切時間

原則、交換請求受付日の午後3時30分までに、申込みが行なわれたものを当日の受付分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(4)申込不可日(信託約款)

委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付

けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除く。)における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。

- 1.対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日
- 2.対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々3営業日前から起算して3営業日以内
- 3. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が 休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4 営業日以内)
- 4.対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託者が、運用の基本方針に沿った運用を行なうために必要と判断する期間
- 5.前各号のほか、委託者が、第23条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(5)交換単位

25,000口以上25,000口単位とします。(対象指数の値上がりなどにより変更されることがあります。) 信託財産に属する銘柄の不動産投資信託証券の構成比率に相当する比率により構成され、委託者 が対象指数に連動すると想定する、1単位の現物不動産投資信託証券のポートフォリオを構成する 銘柄の不動産投資信託証券につき取引所売買単位の整数倍の不動産投資信託証券と交換するため に必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とし ます。

(6)交換価額

交換請求受付日の基準価額とします。

(7)交換方法

- ・受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該 手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

(8)交換で交付する銘柄・口数の計算

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算され た口数とし、取引所売買単位(以下「単位口数」といいます。)の整数倍とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

- . 交換請求受付日における、信託財産中の不動産投資信託証券の時価総額のうち、交換口数分の概算不動産投資信託証券の時価総額を計算します。
- .上記 で求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の口数を計算します。
- .上記 で求めた各銘柄の口数を、単位口数の整数倍に、単位口数未満を四捨五入することにより 調整します。(これを「仮交換ポートフォリオ」とします。)

- .上記 で求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額 を計算します。
- .上記 で求めた仮交換ポートの時価総額が上記 で求めた交換口数分の概算不動産投資信託証券 の時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。 逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行ないます。
 - ()上記 における四捨五入の結果、繰り上げた金額(「繰り上げた口数×当該銘柄の価格」 をいい、以下「繰上金額」といいます。)が一番大きい銘柄を1単位口数分減じ、これを新 たな仮交換ポートフォリオとします。
 - ()新たな仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 で求めた交換口数分の概算不動産投資信託証券の時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、上記 における繰上金額が次に大きい銘柄を1単位口数分減 じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

- ()上記()を繰り返します。
- .原則として、上記 で求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・口数が交換で交付する銘柄・ 口数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、 各受益者毎の交換口数の合計がファンドで保有する口数を超えてしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を1単位口数分減じる等の調整を行なう場合があります。

交換により交付する銘柄は、必ずしも対象指数を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象指数を構成する個別銘柄の構成比と等し くなる訳ではありません。

(9)交換する受益権口数の確定

- ・委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の不動産投資信託証券の口数を計算し、交換に要する受益権の口数(1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。)を確定します。
- ・委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券のうち取引 所売買単位の整数倍となる不動産投資信託証券を交換するよう指図します。
- ・委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があると きは、交換の請求の受付けを停止することおよびすでに受付けた交換の請求の受付けを取り消すこと ができます。

なお、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の 請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受 付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとします。

(注)販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび交換不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消される

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

こととなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換不動産投資信託証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

(10)交換による不動産投資信託証券の交付等

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

(11)交換請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換の請求の受付けを停止すること、およびすでに受付けた交換請求の受付けを取り消す場合があります。また、交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとします。

(12)交換に関する清算制度について

交換に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担 する場合は、交換に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加 者との間で振替機関を介して行なわれます。

(13)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があると きは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取 り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、当該日の基準価額とします。

(14)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。 野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法 により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

信託財産に属する不動産投資信託証券(交換の実行に係る不動産投資信託証券で、受益者に対し未振替のものを除きます。)の時価評価は、原則として、金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)により評価するものとします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

< 追加信託金額の計理処理について >

- ()追加信託に相当する金額は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額とします。
- ()追加信託に相当する金額は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。
- < 受益権と不動産投資信託証券の交換の計理処理 >

受益権と不動産投資信託証券の交換にあっては、交換必要口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて 得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2008年9月17日設定)。

(4)【計算期間】

毎年2月11日から5月10日まで、5月11日から8月10日まで、8月11日から11月10日までおよび11月11日から 翌年2月10日までとします。 なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

- ()委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が20万口を下ることとなった場合、または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたは対象指数が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による 決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の 日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約 に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発しま す。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。また、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了さ せる場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契 約を解約し信託を終了させます。

(c)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年2月、8月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更等」()に規定する書面に付記します。

(g)金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、 当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守 し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止そ の他の措置に従うものとします。

(h)信託財産の登記等および記載等の留保等

- ()信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ()上記()ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ()信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する 旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

します。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

()動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(i)不動産投資信託証券の売却の指図

委託者は、信託財産に属する不動産投資信託証券の売却の指図ができます。

(i)再投資の指図

委託者は、不動産投資信託証券の売却代金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(k)受託者による資金立替え

信託財産に属する不動産投資信託証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する不動産投資信託証券の分配金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見 精りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(1)委託者の登録取消等に伴う取扱い

- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ()上記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託 会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決とな る場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(m)委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を 譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

(n)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(o) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(p)信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(a)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- (r)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、 当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- ()受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- ()会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- ()会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約 を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b)受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を

失い、委託者に帰属します。

信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、25,000口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を 当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する個別銘柄の口数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算され た口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権(信託財産が買取った受益権を含みます。)を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取ることを原則とします。

- 1.受益者の有する口数から不動産投資信託証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
- 2.25,000口に満たない振替受益権(取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。)

販売会社は、受益者に買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および 当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

不動産投資信託証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、前述の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の 交付を行ないます。

受益者が、不動産投資信託証券の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年2月11日から2025年8月10日まで)の財務 諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 (2025年 2月10日現在)	当期 (2025年 8月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,739,501,025	29,238,340,385
投資証券	440,443,570,900	548,180,560,000
派生商品評価勘定	275,202,290	959,682,360
未収入金	5,386,919,521	5,491,960,457
未収配当金	5,313,157,126	5,476,466,801
未収利息	852,572	1,176,270
その他未収収益	234,695,707	168,394,735
差入委託証拠金	257,276,826	<u>-</u>
流動資産合計	515,651,175,967	589,516,581,008
資産合計	515,651,175,967	589,516,581,008
負債の部		
流動負債		
前受金	-	510,170,756
未払収益分配金	5,389,450,668	5,473,517,546
未払受託者報酬	38,436,254	42,399,642
未払委託者報酬	159,857,304	176,489,158
未払利息	7,553,442	3,039,486
有価証券貸借取引受入金	59,183,261,340	23,117,139,200
その他未払費用	64,273,103	116,599,858
流動負債合計	64,842,832,111	29,439,355,646
負債合計	64,842,832,111	29,439,355,646
純資産の部		
元本等		
元本 剰余金	298,064,454,834	324,010,234,674
期末剰余金又は期末欠損金()	152,743,889,022	236,066,990,688
(分配準備積立金)	7,155,120	8,928,511
元本等合計	450,808,343,856	560,077,225,362
純資産合計	450,808,343,856	560,077,225,362
負債純資産合計	515,651,175,967	589,516,581,008

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【原血及0利尔亚川并自】				(単位:円)
	自 至	前期 2024年 8月11日 2025年 2月10日	自 至	当期 2025年 2月11日 2025年 8月10日
営業収益				
受取配当金		10,803,034,116		11,435,941,013
受取利息		75,380,693		102,459,059
有価証券売買等損益		5,992,224,103		64,245,229,310
派生商品取引等損益		38,689,390		1,686,090,700
その他収益		401,863,019		335,454,426
営業収益合計		5,326,743,115		77,805,174,508
営業費用				
支払利息		63,422,619		82,872,848
受託者報酬		78,439,888		81,394,126
委託者報酬		326,216,399		338,671,249
その他費用		73,238,517		75,324,809
営業費用合計		541,317,423		578,263,032
営業利益又は営業損失()		4,785,425,692		77,226,911,476
経常利益又は経常損失()		4,785,425,692		77,226,911,476
当期純利益又は当期純損失()		4,785,425,692		77,226,911,476
ー部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額())		-		-
期首剰余金又は期首欠損金()		161,320,022,949		152,743,889,022
剰余金増加額又は欠損金減少額		14,497,415,359		30,272,092,955
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		14,497,415,359		30,272,092,955
剰余金減少額又は欠損金増加額		17,125,920,128		12,882,084,690
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		17,125,920,128		12,882,084,690
分配金		10,733,054,850		11,293,818,075
期末剰余金又は期末欠損金()		152,743,889,022		236,066,990,688

(3)【注記表】

<u>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</u>

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 投資証券

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日 に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。

取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

2.費用・収益の計上基準 受取配当金

原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま

投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分

配金額を計上しております。

有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

派生商品取引等損益

約定日基準で計上しております。

4.その他

3.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前足説明 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

当該財務諸表の特定期間は、2025年 2月11日から2025年 8月10日までとなっており

ます。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	前期		当期	П
	2025年 2月10日現在		2025年 8月10日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数	1.	特定期間の末日における受益権の総数	٦
	253,025,853□		275,051,133	미
2.	特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2.	特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額 1,781.67円		1口当たり純資産額 2,036.27	刑
	(100口当たり純資産額) (178,167円)		(100口当たり純資産額) (203,627円	∄)
3.	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	3 .	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	55,715,816,250円		22,003,496,050	刑

<u>(損益及び剰余金計算書に関する注記)</u>

	削点	州
自	2024年	8月11日
		2日10日

1.分配金の計算過程

2024年 8月11日から2024年11月10日まで

項目		
当期配当等収益額	A	5,598,367,285円
分配準備積立金	В	1,249,565円
配当等収益合計額	C=A+B	5,599,616,850円
経費	D	243,801,255円
収益分配可能額	E=C-D	5,355,815,595円
収益分配金	F	5,343,604,182円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	12,211,413円
口数	Н	244,000,191□
100口当たり分配金	I=F/H × 100	2,190円
2024年11月11日から2025年	₹ 2月10日まで	

<u></u>	1 2/3:0100	
項目		
当期配当等収益額	A	5,618,487,924円
分配準備積立金	В	12,211,413円
配当等収益合計額	C=A+B	5,630,699,337円
経費	D	234,093,549円
収益分配可能額	E=C-D	5,396,605,788円
収益分配金	F	5,389,450,668円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	7,155,120円
口数	Н	253,025,853

2 その他費用

その他費用のうち48,970,444円は、対象指数についての商標 使用料であります。

I=F/H × 100

1.分配金の計算過程

2025年 2月11日から2025年 5月10日まで

2020 - 27311 - 13 32020	F 07110 H & C	
項目		
当期配当等収益額	A	6,072,110,369円
分配準備積立金	В	7,155,120円
配当等収益合計額	C=A+B	6,079,265,489円
経費	D	236,624,346円
収益分配可能額	E=C-D	5,842,641,143円
収益分配金	F	5,820,300,529円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	22,340,614円
口数	Н	249,798,306□
100口当たり分配金	I=F/H × 100	2,330円

当期 自 2025年 2月11日 至 2025年 8月10日

2025年 5月11日から2025年 8月10日まで

項目		
当期配当等収益額	A	5,718,871,281円
分配準備積立金	В	22,340,614円
配当等収益合計額	C=A+B	5,741,211,895円
経費	D	258,765,838円
収益分配可能額	E=C-D	5,482,446,057円
収益分配金	F	5,473,517,546円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	8,928,511円
口数	H	275,051,133 🗆
100口当たり分配金	I=F/H × 100	1,990円

2 その他費用

その他費用のうち51,172,478円は、対象指数についての商標 使用料であります。

(金融商品に関する注記)

100口当たり分配金

(1)金融商品の状況に関する事項

2,130円

前期 当期 自 2025年 2月11日 至 2025年 8月10日 自 2024年 8月11日 至 2025年 2月10日 1.金融商品に対する取組方針 1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目がよった。 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ ティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ デリバ 同左 ります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、REIT指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とするREIT指数等に係る価格変動リスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 同左 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま す 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 盟握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 (2)全融商品の時価等に関する事項

(2) 並附向印の時間もにぼりる事項	
前期	当期
2025年 2月10日現在	2025年 8月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	

(関連当事者との取引に関する注記)

(周廷当事有との取引に関する注記)	
前期	当期
自 2024年 8月11日	自 2025年 2月11日
至 2025年 2月10日	至 2025年 8月10日
	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項けございません。	

その他の注記)

元本の移動

ります。

前期 自 2024年 8月 至 2025年 2月	—		当期 自 2025年 2月11日 至 2025年 8月10日	
期首元本額	301,132,878,606			298,064,454,834円
期中追加設定元本額		円期中追加設定元本額		48,330,866,200円
期中一部交換元本額	30,581,791,772	<u> </u>		22,385,086,360円
2 有価証券関係				

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 8月11日 至 2025年 2月10日	当期 自 2025年 2月11日 至 2025年 8月10日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	2,849,178,666	44,633,896,310

合計 2,849,178,666 44,633,896,310

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

		前期(202	5年 2月10日現在)	当期(2025年 8月10日現在)						
種類	契約額等 (円)		契約額等(円)		等(円)		契約額等(円)			
		うち1年 超	時価(円)	評価損益(円)		うち1年 超	時価(円)	評価損益(円)		
市場取引										
REIT指数先物取引										
買建	10,012,222,420	-	10,288,111,000	275,202,290	10,862,983,950	-	11,823,357,000	959,682,360		
合計	10,012,222,420	-	10,288,111,000	275,202,290	10,862,983,950	-	11,823,357,000	959,682,360		

(注)時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (1)株式(2025年8月10日現在) 該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年8月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券		エスコンジャパンリート投資法 人 投資証券	10,988	1,382,290,400	
		サンケイリアルエステート投資 法人 投資証券	15,905	1,534,832,500	貸付有価証券 35口
	SOSiLA物流リート投資法 人 投資証券	24,772	2,925,573,200	貸付有価証券 251口	
		東海道リート投資法人 投資証 券	10,222	1,126,464,400	貸付有価証券 35口
	日本アコモデーションファンド 投資法人 投資証券	85,718	10,423,308,800	貸付有価証券 4,225口(16口)	
	森ヒルズリート投資法人 投資 証券	58,384	8,103,699,200	貸付有価証券 6,920口(2,665口)	
	産業ファンド投資法人 投資証 券	90,905	11,508,573,000		
	アドバンス・レジデンス投資法 人 投資証券	102,235	16,398,494,000	貸付有価証券 9,335口(3,344口)	
	アクティビア・プロパティーズ 投資法人 投資証券	76,657	10,049,732,700	貸付有価証券 5,158口(348口)	
		G L P投資法人 投資証券	163,366	22,348,468,800	
		コンフォリア・レジデンシャル 投資法人 投資証券	25,173	7,640,005,500	貸付有価証券 3,333日(823日)
		日本プロロジスリート投資法 人 投資証券	255,586	21,290,313,800	貸付有価証券 349口
	星野リゾート・リート投資法 人 投資証券	19,948	5,328,110,800	貸付有価証券 89口	
	Oneリート投資法人 投資証券	8,179	2,230,413,300	貸付有価証券 200口	
	イオンリート投資法人 投資証券	60,290	7,777,410,000	貸付有価証券 92口	
		ヒューリックリート投資法人 投資証券	43,872	7,309,075,200	貸付有価証券 683口(670口)

		有価証	<u> </u>
日本リート投資法人 投資証券	63,384	6,097,540,800	貸付有価証券 2,056口(262口)
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	148,305	11,760,586,500	貸付有価証券 336口
トーセイ・リート投資法人 投 資証券	10,795	1,553,400,500	貸付有価証券 673口
ヘルスケア&メディカル投資法 人 投資証券	12,886	1,490,910,200	貸付有価証券 132口
サムティ・レジデンシャル投資 法人 投資証券	13,754	1,446,920,800	貸付有価証券 65口(65口)
野村不動産マスターファンド投 資法人 投資証券	158,212	25,756,913,600	貸付有価証券 11,493口(1,957口)
いちごホテルリート投資法人 投資証券	8,217	1,095,326,100	貸付有価証券 3,301口
ラサールロジポート投資法人 投資証券	64,898	9,572,455,000	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	91,494	5,425,594,200	貸付有価証券 7,022口
マリモ地方創生リート投資法 人 投資証券	9,081	1,022,520,600	貸付有価証券 56口
三井不動産ロジスティクスパー ク投資法人 投資証券	109,633	11,489,538,400	貸付有価証券 24,638口(600口)
日本ホテル&レジデンシャル投 資法人 投資証券	10,591	831,393,500	貸付有価証券 34口
投資法人みらい 投資証券	68,368	3,175,693,600	貸付有価証券 1,585口(219口)
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	51,432	6,310,706,400	
CREロジスティクスファンド 投資法人 投資証券	21,064	3,208,047,200	貸付有価証券 274口
ザイマックス・リート投資法 人 投資証券	8,053	951,864,600	
タカラレーベン不動産投資法 人 投資証券	32,646	3,120,957,600	貸付有価証券 2,684口
日本ビルファンド投資法人 投 資証券	294,539	41,235,460,000	貸付有価証券 18,533口(8,927口)
ジャパンリアルエステイト投資 法人 投資証券	254,997	32,359,119,300	貸付有価証券 561口
日本都市ファンド投資法人 投 資証券	257,811	29,003,737,500	
オリックス不動産投資法人 投 資証券	98,926	19,884,126,000	
日本プライムリアルティ投資法 人 投資証券	134,271	13,615,079,400	貸付有価証券 16,240口(362口)
NTT都市開発リート投資法人	49,994	6,634,203,800	貸付有価証券7口
東急リアル・エステート投資法 人 投資証券	33,288	6,617,654,400	貸付有価証券 3,802口(1,855口)
グローバル・ワン不動産投資法 人 投資証券	35,793	5,189,985,000	貸付有価証券
ユナイテッド・アーバン投資法 人 投資証券	109,772	18,781,989,200	貸付有価証券 10,922口(730口)
森トラストリート投資法人 投 資証券	95,700	7,187,070,000	貸付有価証券 3,403口(2,676口)
インヴィンシブル投資法人 投 資証券	274,071	18,856,084,800	貸付有価証券3口
フロンティア不動産投資法人 投資証券	87,259	7,635,162,500	貸付有価証券 1,285口
平和不動産リート投資法人 投 資証券	38,130	5,589,858,000	貸付有価証券 29口
日本ロジスティクスファンド投	99,004	9,425,180,800	貸付有価証券

	資法人 投資証券	I		:夯叛告書(凡国投貨信託 5口
	福岡リート投資法人 投資証券	28,129		貸付有価証券 1,606口(223口)
	K D X 不動産投資法人 投資証券	144,776	23,974,905,600	貸付有価証券 7,434口(451口)
	いちごオフィスリート投資法 人 投資証券	36,227	3,495,905,500	貸付有価証券 166口
	大和証券オフィス投資法人 投 資証券	20,283		貸付有価証券 2,621口(724口)
	阪急阪神リート投資法人 投資 証券	23,672	3,946,122,400	貸付有価証券 99口
	スターツプロシード投資法人 投資証券	8,300	1,591,110,000	貸付有価証券 100口
	大和ハウスリート投資法人 投 資証券	78,155	20,163,990,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資 法人 投資証券	182,691	15,199,891,200	貸付有価証券 4,832口
	大和証券リビング投資法人 投 資証券	73,329	7,728,876,600	
	ジャパンエクセレント投資法 人 投資証券	41,629	5,948,784,100	貸付有価証券 5,691口(582口)
小計	銘柄数:57	4,435,759	548,180,560,000	
	組入時価比率:97.9%		100.0%	
合計	'		548,180,560,000	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

⁽注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

⁽注3)備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年8月29日現在

資産総額	617,455,936,154円
負債総額	55,375,951,970円
純資産総額(-)	562,079,984,184円
発行済口数	270,985,361□
1口当たり純資産額(/)	2,074.21円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換 請求の受付け、交換不動産投資信託証券の振替および償還時の取扱い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

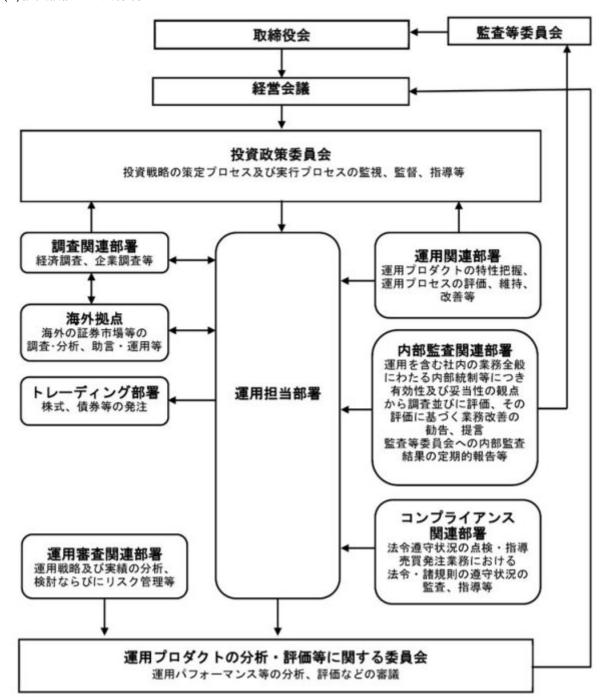
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年8月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	60,080,192

合計	1,429	68,639,445
単位型公社債投資信託	376	618,921
追加型公社債投資信託	14	7,219,032
単位型株式投資信託	129	721,300

3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度	20 = 20 4 = 2	当事業年度	NE 04 E)
	\ <u>_</u>	(2024年	3月31日)	(2025年3	3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	

長期前払費用	10		11	
前払年金費用	1,875		2,413	
繰延税金資産	2,651		3,134	
その他	908		92	
固定資産計		23,918		22,694
資産合計		116,638		123,775

		(2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	5万円)
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2)【損益計算書】

					有価証券
			業年度	l .	美年度
		·	3年4月1日 年3月31日)	,	年4月1日 年3月31日)
区分	注記番号		金額(百万円)		<u> </u>
	H 3				
委託者報酬 委託 者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用			, ,		, , ,
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	·
		26,310		31,213	
			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	

· ·					有侧趾分割
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			354		482
当期純利益			28,183	_	38,105

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

					1小工具				
		資本剰余金			利益 	剰余金			
			その他	資本		その他利	益剰余金	利益	株主
	資本金	資本			利 益		繰 越		資本
		準備金	資本	剰余金	準備金	別途	利益	剰余金	合 計
			剰余金	合 計		積立金	剰余金	合 計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の						24 606	24 606		
取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	•	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685		28,225	28,910	59,820

(単位:百万円)

	評価・撙	桑算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	229	229	87,648	
当期変動額				
剰余金の配当			55,782	
当期純利益			28,183	
別途積立金の取崩			-	
株主資本以外の項目				
の当期変動額(純	97	97	97	
額)				
当期変動額合計	97	97	27,500	
当期末残高	327	327	60,147	

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
		資本剰余金		金	利益剰余金			
						その他		
						利益剰余		株主
	資本金	資本	その他	資本	利益	金	利 益	資本
	貝쑤亚	準備金	資 本	剰余金	準備金	繰	剰余金	合計
		一冊並	剰余金	合 計	一冊並	越	合 計	
						利 益		
						剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外								
の項目の当期								
変動額(純								
額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位:百万円)

評価・捘	9算差額等	
その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計

当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	9	9	9
額)			
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない ... 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方 法 時価法

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 時価法

4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 6年

 附属設備
 6~15年

 器具備品
 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に よっております。

6 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づ く将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

「会計上の見積りの変更に関する注記]

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく 退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もり を行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しており ます。

「表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

「追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末	当事業年度末
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)

1.関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。

未払費用 1,939百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

建物1,214百万円器具備品733合計1,948

1.関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。

未払費用 2,204百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

建物1,528百万円器具備品792合計2,320

損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日	
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日)	
1 . 関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係会	会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社	に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	7,050百万円	受取配当金 6	3,591百万円
2.固定資産除却損		2.固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	0百万円
器具備品	0	器具備品	-
ソフトウェア	30	ソフトウェア	14
合計	31	合計	14

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株	

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470円

基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 記当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 本準日
 対力発生日
 38,115百万円
 利益剰余金
 7,400円
 基準日
 2025年3月31日
 2025年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他(デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- ()1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
 - 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

				/
	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
預金	7,405	-	-	-

金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時 価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金銭の信託(運用目的・その	-	44,745	-	44,745	
他)					
資産計	-	44,745	-	44,745	
デリバティブ取引 (通貨関連)		24	-	24	
負債計	-	24	-	24	

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議 で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他 (デリバティブ取引)	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費 用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので あることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

()1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

4年NJ由	1年超	5年超	40Æ#7
1年以内	5年以内	10年以内	10年超

預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時 価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金銭の信託(運用目的・その他)	-	46,810	-	46,810	
ごり デリバティブ取引(通貨関連)	-	70	-	70	
資産計	-	46,880	-	46,880	

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,638百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2025年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2025年3月31日)
 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,989百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 通貨関連

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70	

退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円			
勤務費用	802			
利息費用	275			
数理計算上の差異の発生額	1,024			
退職給付の支払額	1,150			
その他	11			
退職給付債務の期末残高	19,205			

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円			
期待運用収益	455			
数理計算上の差異の発生額	1,415			
事業主からの拠出額	848			
退職給付の支払額	850			
年金資産の期末残高	21,247			

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円			
年金資産	21,247			
	4,815			
非積立型制度の退職給付債務	2,774			
未積立退職給付債務	2,041			
未認識数理計算上の差異	2,923			
未認識過去勤務費用	1			
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883			
退職給付引当金	2,759			
前払年金費用	1,875			
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883			

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分 と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮 しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

1.8% 確定給付型企業年金制度の割引率 退職一時金制度の割引率 1.3% 長期期待運用収益率 2.35%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確 定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

`Bᄥᄊᄼᅼᄩᄁᇬᄳᅷᄙᇹᆝᄳᅷᄙᇹᇬᄱᅒᆂ	
退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
られたのである。 動務費用	19,205 日ガリ 754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
過去動物具用の光王領 その他	7
- その他 退職給付債務の期末残高	<u> </u>
<u> </u>	16,418
年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041
退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計 及び前払年金費用の調整表	-上された退職給付引当金
積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	
	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371
年金資産に関する事項 年金資産の主な内容	
年本員座の主な内谷 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通り	ってす
	-
债券 	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%
	100% 在及び予想される年金

2.5%

1.9%

2.35%

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

退職一時金制度の割引率

長期期待運用収益率

3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末		当事業年度末				
(2024年3月31日)		(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(2025年3月31日)			
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の				
内訳		内訳				
操延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円			
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840			
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824			
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281			
未払事業税	360	未払事業税	547			
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12			
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331			
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192			
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509			
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81			
資産除去債務	348	資産除去債務	451			
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135			
その他	50	その他	38			
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245			
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973			
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271			
繰延税金負債		繰延税金負債				
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144			
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86			
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145			
前払年金費用	581	前払年金費用	760			
操延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136			
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134			
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人	税等の負担率	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人				
との差異の原因となった主な項目別の内訳		との差異の原因となった主な項目別の内訳				
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%			
(調整)		(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%			
受取配当金等永久に益金に算入されな		受取配当金等永久に益金に算入されな				
い項目	5.4%	い項目	3.9%			
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%			
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%			
外国子会社からの受取配当に係る外国		外国子会社からの受取配当に係る外国				
源泉税	0.5%	源泉税	0.5%			
その他	0.2%	その他	0.4%			
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 _	28.2%			

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第 13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、 2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法 人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関す る取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに 関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 2023年4月 1日 2024年4月 1日 白 2024年3月31日 至 2025年3月31日 期首残高 1,123 1,123 有形固定資産の取得に伴う増加 資産除去債務の履行による減少 見積もりの変更による増加 308 期末残高 1,123 1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記](1)に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

TAIX (H 2020 1 1/3	· H - X - 02 · 1 0/ 30 · H /				
	前事業年度				
区分	(自 2023年4月 1日				
	至 2024年3月31日)				
委託者報酬	124,707百万円				
運用受託報酬	19,131百万円				
成功報酬(注)	2,071百万円				

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

<u> 子 木 </u>	· H
	当事業年度
区分	(自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬(注)	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
 - (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上局

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

	種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)	
								資金の借入 (*1)	141,800	短期		
	ディングス	ディングス 中央区 (百万円	594,493 (百万円)	3 証券持株会 社業	被所有100%	経営管理	資金の返済 (*1)	128,100	借入金	13,700		
株式会社	株式会社				借入金利息	123	未払利息	19				

(イ)子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息 (*1)	48	未収利息	9

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	30,272	未払 手数料	7,148

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

_												
		会社等				議決権等	関連当事者との		取引		期末	
	種類	の名称	所在地	資本金	事業の内容	の所有	関係	取引の内容	金額	科目	残高	
		0.7 日 1 小				(被所有)割合	大川八		(百万円)		(百万円)	
								資金の借入 (*1)	177,500	短期		
	親会社	野村ホールディングス	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 被所有10 社業	1	被所有100%	経営管理	資金の返済 (*1)	185,200	借入金	6,000
		株式会社						借入金利息(*1)	210	未払利息	3	

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	ノムラ・エー						資金の貸付 (*1)	6,964	短期	
子会社	エム・ファ	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済 (*1)	5,368	貸付金	2,242
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジ メ ン ト U . S . A . インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-	
-----	--	--------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---	--

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任		40,328	未払 手数料	7,644

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*2) ノムラ·アセット·マネジメント U.S.A.インクが行った有償減資の金額を記載しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度			
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日			
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日	∃)		
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1 株当たり純資産額	13,603円86銭		
1 株当たり当期純利益	5,471円85銭	1 株当たり当期純利益	7,398円11銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に	ついては、潜在	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在			
株式が存在しないため記載しておりませ	せん。	株式が存在しないため記載しておりません。			
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	楚		
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円		
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益 38,105百万			
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳			
該当事項はありません。		該当事項はありません。			
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株		

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{* 2025}年8月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金
エービーエヌ・アムロ・クリア リング証券株式会社	4,930百万円	融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株 式会社	83,616百万円	
JPモルガン証券株式会社	73,272百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
ソシエテ・ジェネラル証券株式 会社	35,765百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
バークレイズ証券株式会社	38,945百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	
BofA証券株式会社	83,140百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	40,500百万円	
モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	62,149百万円	
UBS証券株式会社	44,908百万円	

^{* 2025}年8月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の 保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、交換 請求の受付、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務ならびに償還金の支払いに関 する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

	がしぬしの自然が促出されてのうよう。
提出年月日	提出書類
2025年 2月20日	臨時報告書
2025年 4月30日	有価証券届出書の訂正届出書
2025年 4月30日	有価証券報告書
2025年 5月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士

長谷川 敬

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

水 永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月17日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桒田 俊郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信の2025年2月11日から2025年8月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信の2025年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。